

四街道市保育所等における保育に関する規則(平成26年規則第28号)新旧対照表

改正案	現行
<p>○四街道市保育所等における保育に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成26年12月22日 規則第28号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条第1項及び第2項の規定に基づき、保育所等における保育に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において保育所等とは、法第39条第1項に規定する保育所並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第7条第1項に規定する認定こども園及び家庭的保育事業等(法第6条の3第9号に規定する家庭的保育事業、同条第10号に規定する小規模保育事業、同条第11号に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第12号に規定する事業所内保育事業をいう。)をいう。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この規則における用語の意義は、法の例による。</p> <p>(保育所等における保育の利用の資格)</p> <p>第3条 保育所等における保育を利用できる児童の保護者は、四街道市保育の必要性の認定に関する規則(平成26年規則第27号)第3条に規定する保育の必要性の基準に該当する小学校就学前子どもの保護者とする。</p> <p>(保育所等における保育の利用の申込み)</p> <p>第4条 保育所等における保育を利用しようとする児童の保護者は、必要書類を添えて、市長に保育所等における保育の利用を申し込まなければならない。</p> <p>2 市長は、前項に規定する申込みがあったときは、当該申込みをした児童の家庭状況等について必要な調査をすることができる。</p> <p>(保育所等における保育の利用の調整)</p> <p>第5条 市長は、前条第1項に規定する申込みがあったときは、当該申込みをした児童の保護者(以下「申込保護者」という。)及び児童と面接をした上で、保育所等利用調整基準(別表第1)及び優先事由及び調整事由(別表第2)により、当該申込保護者の保育所等における保育の利用の優先度に応じた保育所等における保育の利用についての調整を行うものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、当該児童の家庭状況等において緊急その他の事由があると認める場合は、必要な調整を行うことができるものとする。</p> <p>(保育所等における保育の利用の承諾等)</p> <p>第6条 市長は、前条に規定する調整をした結果、申込保護者の保育所等における保育の利用を承諾した場合は、その旨を当該申込保護者に通知するものとする。</p> <p>2 市長は、当該調整をした結果、申込保護者の保育所等における保育の利用を保留する場合は、理由を付して当該申込保護者に通知するものとする。</p> <p>(保育所等の変更)</p> <p>第7条 現に保育所等における保育を利用している児童の保護者(以下「利用保護者」という。)が、利用し</p>	<p>○四街道市保育所等における保育に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成26年12月22日 規則第28号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条第1項及び第2項の規定に基づき、保育所等における保育に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において保育所等とは、法第39条第1項に規定する保育所並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第7条第1項に規定する認定こども園及び家庭的保育事業等(法第6条の3第9号に規定する家庭的保育事業、同条第10号に規定する小規模保育事業、同条第11号に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第12号に規定する事業所内保育事業をいう。)をいう。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この規則における用語の意義は、法の例による。</p> <p>(保育所等における保育の利用の資格)</p> <p>第3条 保育所等における保育を利用できる児童の保護者は、四街道市保育の必要性の認定に関する規則(平成26年規則第27号)第3条に規定する保育の必要性の基準に該当する小学校就学前子どもの保護者とする。</p> <p>(保育所等における保育の利用の申込み)</p> <p>第4条 保育所等における保育を利用しようとする児童の保護者は、必要書類を添えて、市長に保育所等における保育の利用を申し込まなければならない。</p> <p>2 市長は、前項に規定する申込みがあったときは、当該申込みをした児童の家庭状況等について必要な調査をすることができる。</p> <p>(保育所等における保育の利用の調整)</p> <p>第5条 市長は、前条第1項に規定する申込みがあったときは、当該申込みをした児童の保護者(以下「申込保護者」という。)及び児童と面接をした上で、保育所等利用調整基準(別表第1)及び優先事由及び調整事由(別表第2)により、当該申込保護者の保育所等における保育の利用の優先度に応じた保育所等における保育の利用についての調整を行うものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、当該児童の家庭状況等において緊急その他の事由があると認める場合は、必要な調整を行うことができるものとする。</p> <p>(保育所等における保育の利用の承諾等)</p> <p>第6条 市長は、前条に規定する調整をした結果、申込保護者の保育所等における保育の利用を承諾した場合は、その旨を当該申込保護者に通知するものとする。</p> <p>2 市長は、当該調整をした結果、申込保護者の保育所等における保育の利用を保留する場合は、理由を付して当該申込保護者に通知するものとする。</p> <p>(保育所等の変更)</p> <p>第7条 現に保育所等における保育を利用している児童の保護者(以下「利用保護者」という。)が、利用し</p>

ている保育所等の変更を希望するときは、理由を添えて、市長に当該変更の申込みをしなければならない。

(届出の義務)

第8条 利用保護者は、当該保育所等における保育の利用に係る児童の家庭状況等に変動が生じた場合は、当該変動の内容を速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 利用保護者は、児童の疾病等やむを得ない理由によって、1週間以上にわたって当該児童を欠席させる場合は、欠席事由及び期間等を市長に届け出なければならない。
- 3 利用保護者は、当該保育所等における保育の利用を止める場合は、止める事由及び期日等を市長に届け出なければならない。

(保育所等における保育の利用の解除)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該児童に係る保育所等における保育の利用を解除することができるものとする。

- (1) 前条第3項に規定する届出があった場合
- (2) 児童の疾病その他の理由によって保育が不相当と認められる場合
- (3) その他市長が必要と認める場合

2 市長は、前項の規定により保育所等における保育の利用を解除したときは、当該解除した理由を当該利用保護者に通知するものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

ている保育所等の変更を希望するときは、理由を添えて、市長に当該変更の申込みをしなければならない。

(届出の義務)

第8条 利用保護者は、当該保育所等における保育の利用に係る児童の家庭状況等に変動が生じた場合は、当該変動の内容を速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 利用保護者は、児童の疾病等やむを得ない理由によって、1週間以上にわたって当該児童を欠席させる場合は、欠席事由及び期間等を市長に届け出なければならない。
- 3 利用保護者は、当該保育所等における保育の利用を止める場合は、止める事由及び期日等を市長に届け出なければならない。

(保育所等における保育の利用の解除)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該児童に係る保育所等における保育の利用を解除することができるものとする。

- (1) 前条第3項に規定する届出があった場合
- (2) 児童の疾病その他の理由によって保育が不相当と認められる場合
- (3) その他市長が必要と認める場合

2 市長は、前項の規定により保育所等における保育の利用を解除したときは、当該解除した理由を当該利用保護者に通知するものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表第1(第5条第1項)

保育所等利用調整基準

保護者の状況		基準点	
① 居宅外で労働することを常態としている。			
居宅外	会社等に雇用されている者	常態として、月160時間以上の就労	30
		常態として、月140時間以上160時間未満の就労	28
		常態として、月120時間以上140時間未満の就労	26
		常態として、月100時間以上120時間未満の就労	24
		常態として、月80時間以上100時間未満の就労	22
		常態として、月64時間以上80時間未満の就労	20
	自営業	常態として、月160時間以上の就労	30
		常態として、月140時間以上160時間未満の就労	28
		常態として、月120時間以上140時間未満の就労	26
		常態として、月100時間以上120時間未満の就労	24
		常態として、月80時間以上100時間未満の就労	22
		常態として、月64時間以上80時間未満の就労	20
	内定者	常態として、月160時間以上の就労	25
		常態として、月140時間以上160時間未満の就労	23
常態として、月120時間以上140時間未満の就労		21	
常態として、月100時間以上120時間未満の就労		19	
常態として、月80時間以上100時間未満の就労		17	
常態として、月64時間以上80時間未満の就労		15	

別表第1(第5条第1項)

保育所等利用調整基準

保護者の状況		基準点			
① 宅外で労働することを常態としている。					
会社等に雇用されている者	月20日以上勤務	常態として、1日8時間の就労	30		
		常態として、1日7時間以上の就労	29		
		常態として、1日6時間以上の就労	28		
		常態として、1日5時間以上の就労	27		
		常態として、1日4時間以上の就労	26		
		月16日以上20日未満勤務	常態として、1日8時間の就労	25	
	月16日以上20日未満勤務	常態として、1日7時間以上の就労	24		
		常態として、1日6時間以上の就労	23		
		常態として、1日5時間以上の就労	22		
		常態として、1日4時間以上の就労	21		
		自営業中心者	月20日以上勤務	常態として、1日8時間の就労	30
				常態として、1日7時間以上の就労	29
	常態として、1日6時間以上の就労			28	
	月16日以上20日未満勤務		常態として、1日5時間以上の就労	27	
			常態として、1日4時間以上の就労	26	
			月20日以上勤務	常態として、1日8時間の就労	25
	自営業補助者	月20日以上勤務	常態として、1日7時間以上の就労	29	
			常態として、1日6時間以上の就労	28	
常態として、1日5時間以上の就労			27		
月16日以上20日未満勤務		常態として、1日4時間以上の就労	26		
		常態として、1日8時間の就労	25		
		常態として、1日7時間以上の就労	24		
内定者	月20日以上勤務	常態として、1日6時間以上の就労	23		
		常態として、1日5時間以上の就労	22		
		常態として、1日4時間以上の就労	21		
	月16日以上20日未満勤務	常態として、1日8時間の就労	20		
		常態として、1日7時間以上の就労	19		
		常態として、1日6時間以上の就労	18		

②居宅内で児童と離れて日常の家事以外の労働することを常態としている。			
居宅内	自営業	常態として、月160時間以上の就労	28
		常態として、月140時間以上160時間未満の就労	26
		常態として、月120時間以上140時間未満の就労	24
		常態として、月100時間以上120時間未満の就労	22
		常態として、月80時間以上100時間未満の就労	20
		常態として、月64時間以上80時間未満の就労	18
	内職者		10
③出産予定日以前8週間から出産日後8週間までの期間にある。			30
④疾病若しくは負傷している、又は精神若しくは身体に障害を有している。			
疾病・負傷の程度	長期間の入院(1月以上)		35
	居宅内で、常時病臥の状態		35
	毎週通院加療が必要な状態		20
障害の程度	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳((A))・A又は精神障害者保健福祉手帳1級を有している。		30
	身体障害者手帳3級、療育手帳B又は精神障害者保健福祉手帳2級・3級を有している。		25
⑤同居の親族(長期入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護している。			
居宅外	入院付添に当たっている。		25
居宅内	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳((A))・A又は精神障害者保健福祉手帳1級を有している重度の障害者介護又は看護している。		30
	要介護認定者を介護している。		30

			常態として、1日6時間以上の就労	18	
			常態として、1日5時間以上の就労	17	
			常態として、1日4時間以上の就労	16	
②居宅内で児童と離れて日常の家事以外の労働することを常態としている。	自営業中心	月20日以上勤務	常態として、1日8時間の就労	28	
			常態として、1日7時間以上の就労	27	
			常態として、1日6時間以上の就労	26	
			常態として、1日5時間以上の就労	25	
			常態として、1日4時間以上の就労	24	
			月16日以上20日未満勤務	常態として、1日8時間の就労	23
				常態として、1日7時間以上の就労	22
	自営業補助者	月20日以上勤務	常態として、1日8時間の就労	25	
			常態として、1日7時間以上の就労	24	
			常態として、1日6時間以上の就労	23	
			常態として、1日5時間以上の就労	22	
			常態として、1日4時間以上の就労	21	
			月16日以上20日未満勤務	常態として、1日8時間の就労	20
				常態として、1日7時間以上の就労	19
内職者		常態として、1日6時間以上の就労	21		
		常態として、1日5時間以上の就労	20		
		常態として、1日4時間以上の就労	19		
		常態として、1日8時間の就労	25		
		常態として、1日7時間以上の就労	24		
		常態として、1日6時間以上の就労	23		
		常態として、1日5時間以上の就労	22		
③出産予定日以前8週間から出産日後8週間までの期間にある。				30	
④疾病若しくは負傷している、又は精神若しくは身体に障害を有している。	疾病・負傷の程度	長期間の入院(1月以上)		35	
		居宅内で、安静を必要とする状態等(医師の指示がある場合)		35	
	は精神若しくは身体に障害を有している。	毎週通院加療が必要な状態		20	
		障害の程度	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳((A))・A又は精神障害者保健福祉手帳を有している。	30	
		その他	身体障害者手帳3級又は療育手帳Bを有している。	25	
⑤同居の親族(長期入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護している。					
居宅外	居宅外	入院付添に当たっている。		25	
居宅内	居宅内	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳((A))・A又は精神障害者保健福祉手帳を有している重度の障害者介護又は看護している。		30	
		要介護認定者を介護している。		30	
	その他	いる親族を含む。)を常時介護又は看護している。		20	

⑥震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。	35
⑦求職活動(起業の準備)を継続的に行っている。	
月64時間未満の労働	10
労働をしていない	2
⑧就学している、又は職業訓練を受けている。	
常態として、月160時間以上の就学等	30
常態として、月140時間以上160時間未満の就学等	28
常態として、月120時間以上140時間未満の就学等	26
常態として、月100時間以上120時間未満の就学等	24
常態として、月80時間以上100時間未満の就学等	22
常態として、月64時間以上80時間未満の就学等	20
就学等予定の場合	15
⑨育児休業中にある。	16

⑥震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。	35	
⑦求職活動(起業の準備)を継続的に行っている。		
週2日以上週4日未満の労働	10	
週2日未満の労働	7	
労働をしていない	2	
⑧就学している、又は職業訓練を受けている。		
月20日以上の上の就学等	常態として、1日8時間以上の就学等	30
	常態として、1日7時間以上の就学等	29
	常態として、1日6時間以上の就学等	28
	常態として、1日5時間以上の就学等	27
	常態として、1日4時間以上の就学等	26
月16日以上の上の就学等	常態として、1日8時間以上の就学等	25
	常態として、1日7時間以上の就学等	24
	常態として、1日6時間以上の就学等	23
	常態として、1日5時間以上の就学等	22
	常態として、1日4時間以上の就学等	21
⑨育児休業中にある。	18	

備考

- 20日以上週6日以上勤務の就労者の基準点は、30点とする。
- 保護者のいずれもが、同じ自営業の場合は、1人を自営業中心者とし、他の保護者を自営業補助者とする。ただし、業務独占資格を有する保護者については、自営業中心者とみなすこととする。

別表第2(第5条第1項)

優先事由及び調整事由

	優先事由	加算点
1	児童相談関係機関等が、児童虐待又は配偶者等による暴力のおそれがある等社会的擁護が必要であると認めている世帯	100
2	ひとり親世帯	40
3	小規模保育又は家庭的保育事業所等の卒所児童(年齢制限により継続利用ができない場合に限る。)世帯	40
4	保育士、保育教諭の資格を有し、かつ市内の保育所等で就労(内定)する場合	40
5	別居中(離婚調停状況がわかる書類の提出がある場合に限る。)世帯	30
6	生計中心者の失業(倒産等職場の都合によるものに限る。)中の世帯	30
7	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	20
8	義務教育終了前の子どもが3人以上いる世帯(事由9、10、12、13とは重複しない。)	10
9	保育所等における保育の利用を育児休業により辞めた世帯であって退所日から1年以内に育児休業を終えた保護者が職場復帰予定の世帯(申込みの対象となる児童以外の兄弟姉妹も含む。)	8
10	産後休暇又は育児休業を終えた保護者が職場に復帰予定の世帯(事由7とは重複しない。)	4
11	保育所等における保育の利用希望児童が障害を有する世帯	3
12	入所希望の保育所等に当該児童の兄弟姉妹が在所している世帯(求職中を除く。)	2
13	兄弟姉妹が同時申込(転所を除く。)をしている世帯(事由9、10、12とは重複しない。)	2
14	保護者の配偶者が単身赴任の世帯	2
15	週5日勤務者	1

	調整事由	加算点
1	65歳未満で、保育をすることが可能な無職又は休職中の祖父母等親族が同居している場合(該当人数を乗じて算定)	-5
2	市外からの広域入所を希望している世帯(転入者の世帯及び入所児童が同一認定こども園内における支給認定変更こどもの世帯を除く。)	-20
3	入所を希望する児童又は当該児童の兄弟姉妹にかかる保育料を正当な理由なく6月以上滞納している世帯	-30

備考 児童の兄弟姉妹が保育所等における保育を利用している場合は、その旨を考慮し調整を行うことができる。

別表第2(第5条第1項)

優先事由及び調整事由

	優先事由	加算点
1	児童相談関係機関等が、児童虐待又は配偶者等による暴力のおそれがある等社会的擁護が必要であると認めている世帯	100
2	ひとり親世帯	50
3	別居中(離婚調停状況がわかる書類の提出がある場合に限る。)世帯	40
4	国が認めるグループ型小規模保育又は家庭的保育事業所等の卒所児童(年齢制限により継続利用ができない場合に限る。)世帯	40
5	生計中心者の失業(倒産等職場の都合によるものに限る。)中の世帯	30
6	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	20
7	保育所等における保育の利用を育児休業により一時辞めた世帯であって育児休業を終えた保護者が職場復帰予定の世帯(申込みの対象となる児童以外の兄弟姉妹も含む。)	15
8	産後休暇又は育児休業を終えた保護者が職場に復帰予定の世帯(事由7とは重複しない。)	7
9	入所希望の保育所等に当該児童の兄弟姉妹が在所している世帯(求職中を除く。)	4
10	保育所等における保育の利用希望児童が障害を有する世帯	3
11	兄弟姉妹が同時申込(転所を除く。)をしている世帯(事由7、8、9とは重複しない。)	3
12	義務教育終了前の子どもが4人以上いる世帯	2
13	保護者の配偶者が単身赴任の世帯	2

	調整事由	加算点
1	65歳未満で、保育をすることが可能な無職又は休職中の祖父母等親族が同居している世帯	-5
2	就労が内定中である世帯	-5
3	市外からの広域入所を希望している世帯(転入者の世帯及び入所児童が同一認定こども園内における支給認定変更こどもの世帯を除く。)	-20
4	入所を希望する児童又は当該児童の兄弟姉妹にかかる保育料を正当な理由なく6月以上滞納している世帯	-30

備考 児童の兄弟姉妹が保育所等における保育を利用している場合は、その旨を考慮し調整を行うことができる。